

核燃料施設等における安全実績指標（PI）報告について（放射線安全）

令和3年3月31日

核燃料施設等監視部門

Q 各事業からの放射性気体廃棄物および放射性液体廃棄物の放出に対しては、それぞれの事業規則に基づき、保安規定に放出管理目標値（年間放出量）または管理目標値（3カ月平均濃度）を定め、管理しており、各事業単位で監視・測定を行っている。

放射性廃棄物の過剰放出件数（データの収集及び集計）は、事業所単位ではなく、事業単位で集計してはどうか。（日本原燃殿からの質問）

A PI報告は、原則として、規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で報告を求めるものである。しかしながら、JAEA 原子力科学研究所の排水口又は排水監視設備（以下「排水口等」）のように複数の事業で共用され、保安規定において当該排水口等において放出管理基準値が設定されている施設もある。このような状況を踏まえ、PI 報告における「データの収集及び集計の単位」は以下のとおりとする。

現行（JAEA 殿のPI 報告ガイド）	改正（案）
<ul style="list-style-type: none">・排気口等又は排水口等の施設ごとにデータを収集し、事業所単位で集計する。・一つの事業所で複数の事業区分を有する場合は、異なる事業区分も含めて集計する。	<ul style="list-style-type: none">・排気口等又は排水口等の施設ごとにデータを収集し、<u>事業単位で集計する。ただし、複数の事業で排水口等を共用している場合には、事業所単位での報告でもよい。</u>・一つの事業所で複数の事業区分を有する場合は、<u>事業単位で集計する。ただし、上記のように事業間で排水口等を共用しているような場合は、異なる事業区分も含めて集計する。</u>